

中野市農業委員会の委員（農業委員）候補者の募集要項

「農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）」第9条の規定に基づき、次のとおり中野市農業委員会の委員（農業委員）候補者の推薦及び募集を行います。

1 定数

20 人

2 任期

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

3 業務内容

- (1) 農地転用及び農地等の権利移動の許可、農用地利用集積等促進計画の決定等を審査するため、農業委員会の総会へ出席します。
- (2) 農地利用最適化推進員と連携し、農地の貸し手、借り手の掘り起こしなど担い手への農地利用の集積・集約化の促進、遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや、農地に係る相談、地域計画（目標地図含む。）の策定及び地域計画に掲げる目標達成に向けた活動を行います。

4 身分及び報酬

- (1) 身分 中野市の特別職の非常勤職員となります。
- (2) 報酬 中野市特別職の職員の給与に関する条例に基づき支給します。
会長：80,400 円/月 会長代理：54,300 円/月 委員：45,600 円/月

5 推薦を受ける者又は応募できる者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、農業委員の選任議案の提出時において、次の各号のいずれにも該当する者とします。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内で農業を営む者
- (2) 他の法律で兼職が禁止されていない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 推薦及び応募に係る手続等

農業委員推薦調書又は応募届及び欠格事項等に関する申告書及び同意書に必要な事項を記入のうえ、「7 募集期間」までに「8 書類の提出先等」まで提出をお願いします。

- (1) 農業者その他の関係者からの推薦…様式第1号（別紙1）

(2) 農業者が組織する団体その他の関係団体からの推薦…様式第2号（別紙2）

(3) 個人による応募…様式第3号（別紙3）

(4) 欠格事項等に関する申告書及び同意書（共通）…（別紙4）

※ 募集要項及び各様式は中野市経済部農業振興課・農業委員会事務局（中野市役所3階）、豊田庁舎に備えるほか、中野市公式ホームページからもダウンロードできます。

※ 推薦及び応募に要する費用は、推薦者等の負担とし、提出書類の返却はしません。

※ 農業委員と農地利用最適化推進員の兼務はできません。

7 募集期間 令和8年10月5日（月）から令和8年11月6日（金）まで（32日間）

※ 郵送の場合は期間内必着とし、持参の場合は、土日・祝日を除く平日の8時30分から午後5時15分までに提出をお願いします。

8 書類の提出先等

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号

中野市経済部農業振興課（市役所3階）

電話：0269-22-2111（374・406）

9 選考方法、結果及び任命

「中野市農業委員候補者評価委員会」において、次の事項を考慮し候補者の選考（必要により面接）を行い、当該委員会の選考結果を踏まえ市長が選任する者を決定し、市議会の同意を得て市長が農業委員に任命します。

なお、選考結果に関する問い合わせ、異議申し立てについては、一切受け付けません。

(1) 認定農業者である個人、認定農業者である法人の業務を執行する役員等が農業委員の過半数を占めること（11人以上）。

(2) 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（1人）を含めること。

(3) 農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

(4) 女性農業委員の登用を図ること。

10 応募等の内容の公表

法に基づき、推薦者、推薦を受けた者及び応募者に関する以下の内容については、募集期間の中間及び期間終了後に、中野市公式ホームページで公表します。

- (1) 推薦をする者（個人に限る。）の氏名、職業及び年齢
- (2) 推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が当該推薦を受ける者について農地利用最適化推進委員に同時に推薦をし、又は応募する者が農地利用最適化推進委員に同時に応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (8) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項